

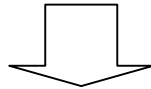
# 厚生年金基金の免除保険料の凍結解除

【平成17年4月～】

平成12年改正では、経済情勢等を踏まえ、厚生年金本体の保険料率の引上げが凍結されたため、これに連動し、免除保険料率も凍結。

免除保険料：基金が国に代わって行う代行給付（厚生年金の物価スライド、賃金スライドを除いた部分）に見合う保険料。事業主はこの免除保険料分は基金に納付し、国への納付を免除される。

現在の免除保険料率はこの凍結により、直近の平均寿命、本体の予定利率に対応していないため、事前積立に必要な保険料となっていない。

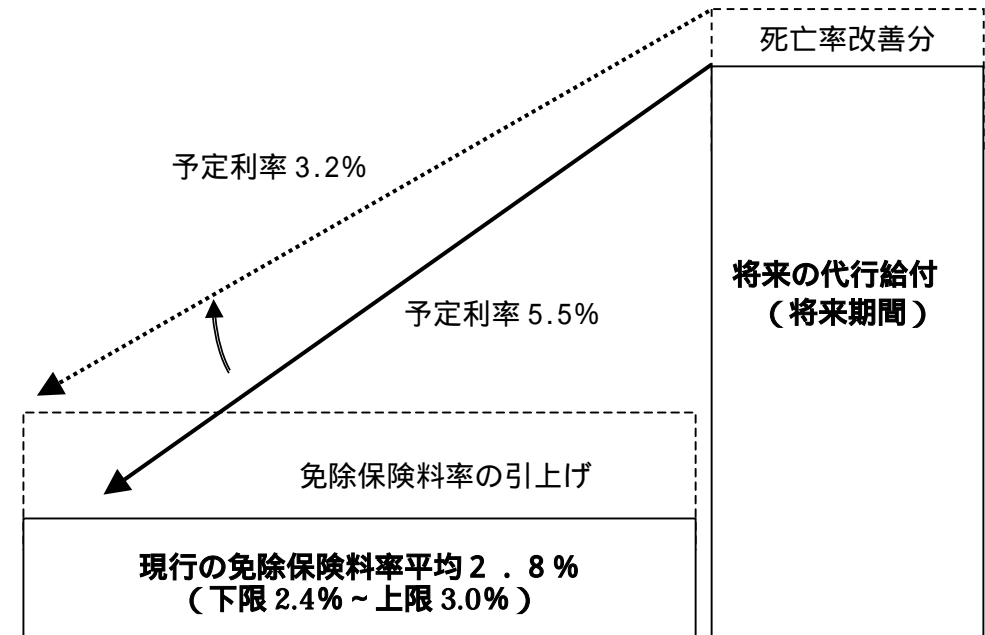


今回、この凍結を解除し、直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利率の見通しに基づいて見直し、設定する。

現行：平均2.8%（下限2.4%～上限3.0%）

見込み：平均3.7から3.8%程度  
（下限2.4%～上限5.0%）

## 免除保険料率の見直しのイメージ

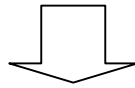


（注）16年1月1日までの代行返上基金を除く約900基金を基にした粗い試算であり、予定利率は3.2%で試算

# 厚生年金基金の解散の特例措置 【平成17年4月～】

現行では、解散時に最低責任準備金の積立不足額を一括して母体企業が拠出

最低責任準備金：代行給付費を賄う上で必要な積立金



## < 分割納付 >

解散時に最低責任準備金を確保していなくとも解散を認め、不足分は分割納付を認める。  
〔原則5年以内。厚生年金本体の運用利回り実績で付利〕

## < 納付額の特例 >

一定の要件を満たす厚生年金基金については、仮にその基金の加入員が当初から厚生年金本体のみに加入していたならば本体で形成されていた積立金（その基金の資産額がこれを上回る場合には現有資産額）を納付額とすることを認める。

納付額特例の対象基金の要件

- ・これまでの運営努力 相応の掛金の徴収、給付設計見直しを考慮。
- ・今後の運営の困難性 成熟度、代行コスト、母体企業（業種）の経営状況等を考慮。

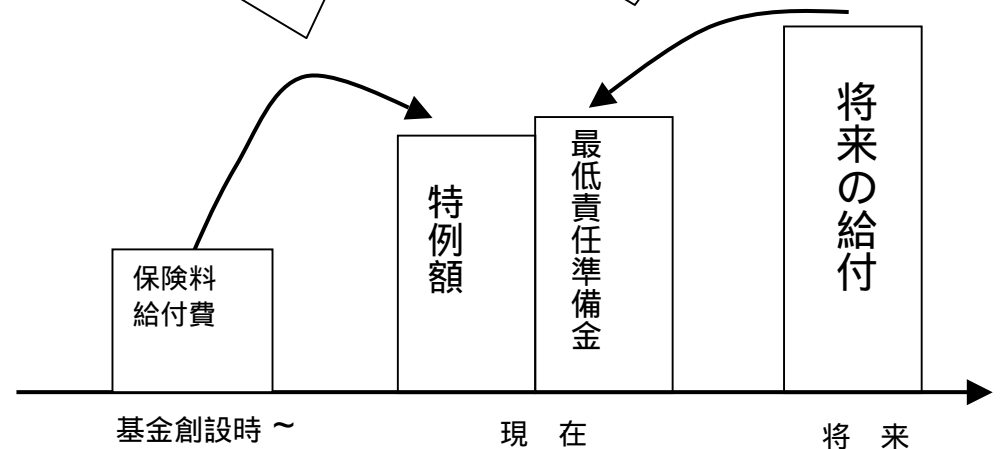
## 納付額の特例のイメージ

### 特例額の計算方法

：実際の免除保険料収入と代行給付費の差を厚生年金本体の運用利回り実績で付利

### 通常の最低責任準備金の計算方法

：事前積立の考え方で予定利率で割引等



（注）一般的に、歴史の古い基金や、年齢構成の高い基金は、従来の方法より納付額低下

## （参考1）特例措置の期限

本特例措置は、3カ年の時限措置（施行から3年以内の申請）とする。

## （参考2）国への移換

特例措置による最低責任準備金及び給付義務の移換先は、上乘せ部分の移換がないこと、分割納付の場合長期の徴収が必要なことから、国とする（通常の解散ケースは厚生年金基金連合会へ移換）。

# 確定拠出年金の充実

## 拠出限度額の引上げ

年金制度改革における公的年金の給付水準の見直し等を踏まえ、公的年金を補完して、老後所得の確保を図るため、拠出限度額の引上げを行う。

### (企業型)

他の企業年金がない場合 (月額) 3.6万円 4.6万円

他の企業年金がある場合 (月額) 1.8万円 2.3万円

### (個人型)

企業年金がない場合 (月額) 1.5万円 1.8万円

自営業者等 (月額) 6.8万円 6.8万円

実施は、年金改正法公布後 平成16年10月を目途を予定  
厚生年金基金や適格退職年金等から確定拠出年金への制度移行に伴う原資の移換限度額も併せて撤廃

## 中途引き出し要件の緩和

資産が少額である場合に手数料で資産が減少又は滅失してしまうため、中途脱退の要件を緩和する。【平成17年10月～】

	現行	改正
企業型から個人型へ移換後に脱退	個人型で制度上掛金を納められない者(第3号被保険者等) ・加入期間3年以下	個人型で制度上掛金を納められない者(第3号被保険者等) ・加入期間3年以下 又は ・ <u>資産額が50万円以下</u>
企業型からの脱退	—————	<u>資産額が1.5万円以下</u>

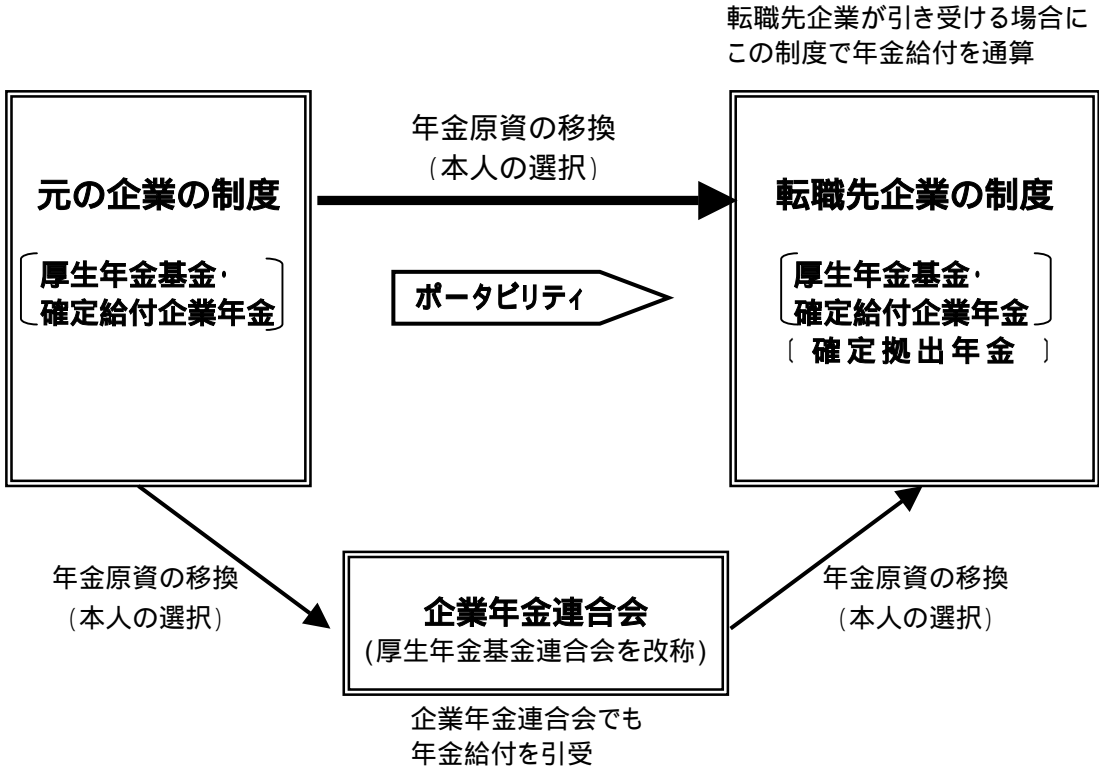
(注) 平成16年度与党税制改正大綱(平成15年12月17日)で決定

# 企業年金のポータビリティの確保（年金通算措置）【平成17年10月～】

厚生年金基金、確定給付企業年金間で加入者の年金原資の資産移換を可能とする。この移換が困難な場合は、企業年金連合会（厚生年金基金連合会を改称）で引受けを行い、年金として受給できる途を開く。

厚生年金基金・確定給付企業年金から確定拠出年金へ加入者の年金原資の資産移換を可能とする。

## ポータビリティのイメージ



(注) 現在でも厚生年金基金制度では、厚生年金基金連合会により年金通算化